事案一覧について

申請 年月日	申請者	申請内容	査定
申請 令和4年11月1日 諮問	国際興業㈱ 代表取締役社長 みなみ まさと 南 正人 資本金 100百万円	(対キロ区間制) 現行 2.0 km まで:基準賃率の 2.00 倍 2.0 km まで:基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 5.0 km まで:基準賃率の 0.90 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで:基準賃率の 0.80 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで:基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 180円	申請どおり
令和4年12月14日	株主国際興業管理株	(対キロ区間制] 基準賃率 40円90銭	

Ⅱ. 申請理由(事業者のプレスリリースより抜粋)

弊社は1997年4月1日実施の運賃改定以来(※)、26年間、安全運行を最優先させつつ、路線網の拡充や利用者利便策の充実を図って参りました。しかしながら、この間、少子高齢化やマイカー等との競合など利用者数確保には困難な環境が続き、さらに近年では、コロナ禍の影響で移動需要自体が低迷したため、収入面において、極めて厳しい事業運営となっております。

他方、バス運転士を中心とする人件費や燃料費は増加傾向であり、また、何よりも大切な安全対策をはじめ、定期的な車両代替・利便向上策・環境対策等のコストも同様に増加傾向となっており、収入面の苦境と併せて事業経営を圧迫してきております。

しかしながら、このような事業環境であっても、公共交通としての弊社バス事業を、今後も安全・安定的に継続している必要があり、そのための施策の一つとして、今般、上限運賃の変更を申請いたしました。弊社としては、引き続き経営努力に努めて参る所存ですので、どうぞ、ご理解をお願い申し上げます。

※2014年・2019年の消費税転嫁改定を除きます。